

第10期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 平成31年1月29日(火)10時～12時
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、
田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、嶋村委員、河原委員、
阿子島委員、関委員、福沢委員、田中(ひ)委員、宮崎委員、島田委員、
倉田委員、きみがき委員、池尻委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、収納課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
資料1 外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について (収納課)
資料2 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合について
軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の結合について (収納課)
- 6 会議の概要
諮問事項
【報告】
外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について (収納課)
【諮問第5号】
特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合について
軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の結合について (収納課)
- 7 発言内容
(以下敬称略)

(会 長) おはようございます。ただ今から第10期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催致します。

早速、本日の議事に入ります。本日の議題は、2件とも収納課の案件となります。1件目は、外部委託に係る審議会事前一括承認基準の適用についての報告で、2件目は、特別区民税・都民税および軽自動車税に関する業務に係る電算結合についての諮問となります。それでは、事務局から案件の説明をお願いします。なお、説明の際は、着席したままで結構です。

(情報公開課長) ——— 資料1の訂正 ———

(会 長) それでは収納課長から説明をお願い致します。

(収納課長)

—— 外部委託に関する審議会事前一括承認基準の
適用について 資料1に基づき説明 ——

(会 長)

制度の仕組みが非常に複雑でしたので、私から審議の方法について話をさせていただきます。資料2～4ページの委託構成図中で実線と点線がありますが、点線の矢印は、収納決済がどのように行われるかというお金の流れを示しており、実線の矢印は、これがこの審議会が一番大事なところですが、個人情報の流れを示しています。

単純に申し上げますと、利便性が高まるのはもちろんですが、そのためにいろいろな事業者が個人情報に関係します。これにより情報漏えいのリスクは高まりますが、それについての対応が十分なされているのかという点を審議会で審議することになります。これらの委託構成図には記載がありませんが、いろいろな事業者が関係すること以外に、コンピューター同士が接続されてもいます。議論を整理する意味で、電算結合についての議論は後にして、まず、いろいろな事業者が関係し、それらの事業者に個人情報が出ていくことについて、問題のない仕組みになっているのかどうか限定して、事前一括承認基準の適用についての議論をお願い致します。

それでは、何かご質問・ご意見がありましたら、挙手のうえ、発言をお願い致します。

(委 員)

情報関係の技術が進歩していく中で、区にもいろいろと苦労があると思います。参考のために、収納方法や委託の仕組みについて、練馬区と他の区では違いがあるのでしょうか。もし違うところがあるなら、個人情報の保護の面と事務の効率化の面から練馬区はどのように取り組んでいるのかを説明していただくと、より分かりやすいと考えます。

(会 長)

他の特別区と比べて、練馬区が採用する収納方法や委託の仕組みは違うのでしょうか。違いがある場合は、どちらの方が効率が良いのか、説明して下さい。

(収納課長)

例えば、クレジットカード納付に関して言うと、練馬区以外にも23区の中でモバイルレジクレジットを導入している区はあります。他の区と練馬区で委託の仕組み自体に違いはありません。

電子マネーによる納付に関しては、23区の中では練馬区が初めてになりますが、全国においては、神奈川県や大阪市などの自治体で、既に導入をしています。導入するにあたっては、収納代行業者を利用している自治体が多いようですので、委託の仕組みとしては練馬区と同じものになります。

ペイジーについては、東京都や23区においても7区ほどが既に導入しています。マルチペイメントネットワークの利用に当たり、共同利用センターを利用して情報のやり取りをするという委託の仕組みは、全ての自治体に共通しています。一方で、現在コンビニ納付やモバイルレジクレジットを導入している自治体が、ペイジーの利用に合わせて、練馬区と同様に共同利用センターで情報を取りまとめているのかは、今までは収納代行業者からデータを受信している自治体が多かったと思いますが、正確な件数について、確認ができていないところです。

(会 長) よろしいでしょうか。他にご意見・ご質問のある方はいますか。

(委 員) 個人情報の流れについて、区の委託契約の中では個人情報の保護を義務付けることになっていきますし、現に資料に添付されており、事業者側でもそれぞれ独自の個人情報保護方針を定めている訳ですが、いつも気がかりなのは、紙面では記載されているが、実際のところはどうかということなんです。

区の条例では、定期あるいは随時に監査を実施するということが記載されており、チェック体制について条例でも規定していますが、実際にどの程度監査を行っているのでしょうか。例えば、実際には有名な事業者には委託を行っていても、細部については再委託または再々委託がされているとか、あるいは担当職員について、最近では非常勤職員が多くて個人情報の保護について詳しい職員ばかりではないとか、いろいろと心配な材料があるかと思います。報道などでは、いつのまにか何万人という個人情報が流出するということが結果としてなっているということが見られます。今回のように、電算を利用して個人情報を扱うという事業者が増えてくるということになると、これらの監査なり検査の体制をしっかりとしないと考えますが、その辺りについてご説明をお願い致します。

(収納課長) セキュリティのチェックは当然やらなくてはならないと考えています。セキュリティに関しては、外部機関による認証を受けている事業者もあります。例えば、電子マネーの事業者であるLINE Pay株式会社は、クレジット会社と同じ規格の認証を受けています。まずはそれぞれの企業がしっかりと取り組んだ上で、練馬区としても状況を確認していかなければならないと考えます。これだけいろいろな事業者が関係してきますので、所管としても、情報政策課などと連携してしっかりと確認をしていきたいと考えています。

(委 員) 職員の数も限られており大変だとは思いますが、私の希望として

は何年かに1回は情報公開課あるいは原課が共同して監査して、指導すべきことがあれば指導し、その結果を審議会に報告していただくことを要望します。

(会 長) 他にご意見がある方は、お願い致します。

(委 員) 収納方法の多様化については、時代に沿った流れなので、全体的な方向としては区民として賛成すべきところがあるかと考えます。ただ、いくつか懸念をもった箇所がありますので、質問をさせていただきます。

1つ目は、クレジットカードやペイジーは相当長い期間使用されてきた技術であり、また利用されてきた方法と考えています。一方で、電子マネー、今候補として挙げられているラインペイは、それほど古い技術ではなく、ここ数年に新しく出てきた技術であると思っています。これらのことを前提として、長い期間、多くの事業者が使用してきたクレジットカードおよびペイジーに対して、それらのセキュリティの確保はどのようになされていくのでしょうか。

2つ目は、電子マネーの中でどうしてラインペイを選択したのかということです。候補から外れたのかもしれませんが、よくコンビニで使用するスイカなどカードで支払いができるものもあります。その点で、何故ここで電子マネーなのか、電子マネーについては良いとしても、何故ラインペイを選択したのか教えて下さい。

また、LINE Pay株式会社のプライバシーポリシーを拝見すると、気になる箇所が1つ2つありました。資料16ページの項目6「お客様情報の共同利用」の中に「LINE株式会社及びLINE金融グループ会社におけるパーソナライズ」という記載があり、これは「上記2に記載の利用目的の達成のため」とあり、そこで14ページにある項目2を見ると、その中で「本サービスを利用したお客様の商品・役務の購入に関する取引の実行のため」、「キャンペーン等の抽選及び賞品や賞品発送のため」と記述があり、LINE Pay株式会社が自社サービスの提供のためにお客様の情報を利用することができ、広告配信やパーソナライズもできるということになっています。他の事業者のものを見ると、プライバシーポリシーの中にこういった項目は見られませんでした。こういったことも含めて、広告を重視するような記述があるラインペイを何故選択したのかを教えて下さい。

(収納課長) 今回の電子マネーによる納付については、現在コンビニでバーコードによる支払いを行っていますが、その機能の拡充ということで収納代行業者であるNTTデータからコンビニ収納のオプション

機能として提案がありました。コンビニ収納のオプション機能として提供されるので、インフラの整備コストが非常に低くなり導入経費が安く済みます。ラインペイに関しては、ラインのユーザーは非常に多く、かつ20代や30代の方の多くが利用しており、関東圏では特に利用が多いことが挙げられます。また、セキュリティについてもLINE Pay株式会社はクレジット会社と同等のセキュリティ機能を有しているところでもあります。その上で、例えば練馬区では、住民税の督促状発送対象者の約半数が20代・30代の方で、かつその約9割の納付書は記載された額が5万円以下のものであるところで、そういった方へのアプローチということで導入を行うものです。ただ、ラインペイに関すると、プライバシーポリシーのところでもいろいろと利用目的がありますので、この点については、ご本人が税金を支払う際の選択肢の一つとして提供するという趣旨での導入となります。

実際のところ、収納代行事業者であるNTTデータにおいて、コンビニ収納のオプション機能として採用している電子マネーはラインペイのみであるため、区としてこれを採用するということです。

(委員) コンビニ収納のオプションとは、コンビニに行った区民の方がラインペイを使用して支払いをするという理解で良いですか。

(収納課長) 今までコンビニに行って支払いをしていた方が、コンビニに行かなくても、自身のスマートフォンでバーコードを読み取り支払いができます。コンビニと同じバーコードを利用することからコンビニ収納のオプション機能という位置づけになります。今回導入するモバイルレジクレジット、また既に導入しているモバイルレジバンキングは、どちらもコンビニ収納のオプション機能として提案されたものです。

(委員) 今の説明で概ね理解できました。先ほどの質問の回答の中で、ラインペイを使用した地方公共団体の支払い実績として、23区では練馬区が最初になるが、神奈川県や大阪市でも実施されているということですが、先ほどのプライバシーポリシーのところもありますし、若者の納付を促進したいという意向はあるにしても、この時期に練馬区が区として実績のないところを選択する積極的な理由があるのだろうかというところの疑念を申し上げたいところです。

(収納課長) 区として、収納率の向上のために努力をしているところです。平成29年度の特別徴収については、小数点第2位を四捨五入すると100%になりますが、普通徴収の現年度の収納率を向上させることが

課題となっています。そこで、先ほど申し上げたとおり、督促状を発送した方の約半分が20代・30代の方で、そのうちの約9割の納付額が5万円以下ということから、若年層の方になるべく納期期限内にお支払いいただくことが収納率の向上のための要素になると判断し、電子マネーの導入を行うものです。

(会 長) 私から質問させていただきますが、若者の納税率を高めるということは理解できますが、例えば、導入した後と前などで具体的な統計数値などはありますか。

(収納課長) 港区では昨年の5月からモバイルレジックレジットを導入しています。こちらの手元にあるのは8月位までのデータになりますが、その中ではクレジットカードを利用した収納の割合が高まっている状況です。そういう意味でスマートフォンを利用した納付に抵抗がないのかなというところがあり、電子マネーによる納付も促進できないものかと考え、導入するものです。

(会 長) 他に何かご意見のある方はいますか。

(委 員) 今の議論にも関連しますが、先ほど委託構成図の実線の説明がありました。3つの委託構成図を比較すると、資料5ページの委託構成図の場合だけ、区からの情報が共同利用センターを運営するN T Tデータに提供されることになっています。これは当然システムとして必要なことだと思いますが、区民の情報が一括で送られるという理解で良いですか。

(収納課長) モバイルレジックレジットおよび電子マネーについては、バーコードに納付書番号、納付額などの情報が記録されているので、データを区から送信する必要がありません。自身がスマートフォンでバーコードを読み込み、結果のみを返してもらいます。それに対し、ペイジーは、バーコードを使用して情報を読み込むものではないため、納付に関するデータを提供する必要があります。区から共同利用センターへは、対象者の納付書データが全て送信されますが、共同利用センターは、金融機関から照会があったものについてのみ回答します。ですから、委託構成図の中で共同利用センターを運営するN T Tデータの先に提供されるのは、金融機関から照会があったもののみということになります。

(情報公開課長) 補足説明をさせていただきます。参考資料を見ていただくと分かりやすいので、改めてご説明をさせていただきます。収納課長から

説明したとおり、これまでの流れ、それからコンビニでの収納ですが、全てバーコードを使用して読み取りを行うものです。バーコードに記載された情報が一方通行で区に入ってきます。ペイジーに関しては、金融機関と区との間で納付書情報をやり取りします。金融機関は、共同利用センターに対しこの番号は誰のものかという照会をし、共同利用センターから回答を受けることとなります。金融機関と共同利用センターで情報を送受信することで、二重払いなどの防止ができるということです。ペイジーとそれ以外の支払方法では、仕組みに違いがあり、分けられています。先ほどの電子マネーについても、バーコードを読み取り、収納代行業者であるNTTデータがまとめて区に支払うということで、その点は、モバイルレジやコンビニ納付と同じです。

(委員) 個人的な感想になりますが、ペイジーの導入は若年層への対応だということでしたが、その対応をするために、例えある分だけであったとしても、区民の情報が共同利用センターを運営するNTTデータに全て提供されることについては、若干違和感があります。

(会長) 先ほどの二重払いの危険を回避するというのは、簡単に言うと、誰が、いつ、いくら払ったかをペイジーはバーコードで処理する訳ではないので、情報の確認が必要となるということで良いですか。

(情報公開課長) その通りです。

(委員) 確認ですが、ペイジーの場合には、ペイジーの利用の有無にかかわらず、全区民の納税情報が一括で共同利用センターに提供されるという理解で良いですか。

(収納課長) 全区民の課税情報のうち、普通徴収分の納付書データと軽自動車税の納付書データに関しては、共同利用センターに情報を集約しないと金融機関からの問い合わせに対応できないため、全データについて提供します。

(委員) 普通徴収分のデータは何人分ぐらいになりますか。

(収納課長) 「税務概要」の30年版で説明しますが、平成30年6月末の段階での納税義務者数が約385,000人となります。その中で、普通徴収分は102,920人です。口座振替が68,000人位いますので、それを除いた40,000人程度が納付書による納付の対象者ということになります。

(委 員)

4万人位ということで、普通徴収の方から口座振替を登録している方を引いた残りの方の納税者情報が、共同利用センターに行く訳ですが、普通徴収の方で口座振替の登録をされていない方には様々な方がいると思います。若い方もいるかと思いますが、ネット環境が全く無く現金で納付をしているという方もいらっしゃると思います。実際にサービスを利用する可能性が有る・無し、高い・低いに関わらず、一括して納税者情報が外部に提供されるということについてのリスクの問題と、それから当該納税者についての個人情報の自己管理の問題と、どちらの点からも他のシステムとはかなり違う条例上の課題があるように聞こえました。この件は、事前一括承認基準としての報告なので、この場でその可否を言うべきではないのかもしれませんが、もう少し慎重に検討をした方が良いのかなという気がします。

(情報公開課長)

委員からお話がありましたが、この議論については、区から共同利用センターに電算結合を行うということの中でご審議いただきたいと考えます。

(委 員)

個人情報を削除して欲しいという人も出てくるとは思いますが、その時は簡単に削除ができますか。各事業者のポリシーでは、「相談に応じる」など大分表現の仕方が違いますが、削除する際に時間がかかりにくいという事情があると思いますが、そういった場合にスムーズに行くのかということをご心配しています。また、区で受け取る個人情報と、例えばラインペイが受け取る個人情報には職業なども入っていますが、こうした情報が必要なのかということについても教えて下さい。

(収納課長)

削除については、すぐにできるものではないので、時間をいただかないと対応は難しいところです。職業に関しては、任意なのか必須なのかの確認はしておりませんが、アプリの利用についてはご本人の選択によることなので、このアプリを使わなければならないということではなく、選択肢の一つとして、ラインペイを使用している方が納付もできるようになるという趣旨なので、その部分は利用者に判断していただくことになると考えています。

(情報公開課長)

今のご質問ですが、特に2点目の職業について、改めてご説明します。ラインペイというスマートフォンのアプリを登録するとき、職業等の情報の入力が必要なのか、それとも任意項目であるのかは確認できていないというのが、ただ今の回答です。区への納付にあたって、区がLINE Pay株式会社から職業等の情報に

ついて提供を受ける訳ではありません。1点目の個人情報の部分についても、ラインペイであれば事前にラインペイに登録をして利用していただく訳ですが、その際にサービスの利用を中止することに伴う削除については、ラインペイに申し出ていただくこととなります。ただし、今回の納付結果のような個人情報については、一定期間の保存が必要なものなので、そうした情報はバックアップも含めて削除できるかどうかはタイミングによるかと考えますし、収納情報については、区でも管理していないと先ほど申し上げたとおり二重払いの危険もありますので、このような取扱いになるものです。

(委員)

お話を聞いて、また資料を見て感じたのですが、一般的に若者がラインペイで支払うというのは、物を買う場合と同じということであって、それと行政という公的な機関が行う税金の収納というのは、性質が多少違うのではないかと考えます。そのところで、このラインペイのプライバシーポリシーに、行政機関がのっていくことは、どうかとは考えます。それで、例えば、ラインペイを本当にやるのであれば、これについての説明を区民にしっかりとしなければいけない。そうでなければ、若者は物を買うことと同じような感覚で納付した時に、それが税金の納付というプライバシーに関する情報がそういうところに入ってしまい、またそれが未来の事業に使用されるかもしれないということになった場合は、いろいろなことが起こり得るため、公的な機関の責任として、また登録の際にそもそもプライバシーポリシーが読まれないこともあるので、そうしたことについて十分考えなければならないと思います。

(委員)

税金の支払い方法は、自分で納付に行く方法と、銀行から引き落としをする方法が頻繁に周知されています。この2つはすごく丁寧なのに、その他の収納方法について周知が不足がちだと感じます。税金はそのお金が大事に使われるということ、区民の方も意識することが大事だと考えます。それが気楽にできるからということでは、その人たちは、税金を納めたという気分になるのかなということで、本来は区民が納得して納めることにより義務や責任を感じるものであるはずなのに、気楽にとか安易に支払うことができるというのは、時代がそうだとしても、少しおかしいのかなと考えます。

(収納課長)

今回は、区民税の普通徴収分と軽自動車税の徴収について導入を行います。実際に督促状を発送して電話で催告する際、特に軽自動車税だと千円、二千元という少額にもかかわらずお支払いいただけていないので督促状を発送する訳ですが、この際に何故こんな少額で督促状を出すのか、電話をかけてくるなという方が非常に多い

のが現状です。収納課としては、税額が少額であってもお支払いいただかなくてはならないため、納付方法、特に若い方に対しては支払い方法の多様性も視野に入れて、新たな納付手段を導入します。これにより、少しでも納期内にお支払いいただける方が増えれば良いと考えていますし、また納期内での納付が増えれば、何故こんな少額で督促状を送付するのかと言う方も減るものと考えています。

税金を支払う方法として重みにかける、このような手段まで広げていくのかというご意見かと思いますが、お支払いいただけてない方の状況も考慮しなければならないため、納付方法を増やすことにしました。

(会 長) よろしいでしょうか。それでは、ここで外部委託についての質問を終了し、つぎの電算結合に関する諮問に移りたいと考えます。それでは、説明をお願い致します。

(収納課長) ——— 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合について
軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の結合について

資料2に基づき説明 ———

(会 長) それでは、電算結合についての質疑に入ります。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。

(委 員) 結合の種類と言いますか、特別区民税・都民税を納めることは義務ですが、軽自動車税も乗っている人は当然義務だと考えますが、どうしてこの組み合わせになったのか。例えば、普通自動車は乗っている人が多いと思いますが、この方々も利便性から収められるようになるのか、将来的なことも含めてですが、先ほどの話では収納率が悪いから選んだという話に聞こえますが、この組み合わせについて教えて下さい。

(収納課長) 軽自動車税は市区町村で徴収するものですが、自動車税は都道府県で徴収するものです。東京都の自動車税については、既にペイジーで納付ができる仕組みになっています。東京都の税金である固定資産税なども既にペイジーが利用できる状況です。

(委 員) LGWANへの接続端末というのは、何台設置するのでしょうか、1台ですか。また、入室制限に関する事で、この端末はどこにあるのですか。

- (収納課長) このペイジーで使用する端末は1台で専用端末になります。情報政策課で入退室管理している区域で端末を管理します。
- (会長) 入退室とアクセス制限は、当然両方行いますよね。
- (収納課長) 入退室の管理の制限とは別に、端末の操作についても、IDやパスワードで管理します。
- (会長) 他に何かご意見は、ありますか。
- (委員) LGWAN端末は用途専用の端末となるのでしょうか。懸念しているのは、インターネットに接続できる環境にあるのかどうかについて、確認させて下さい。
- (収納課長) LGWAN端末は専用端末になります。また、インターネットには接続しません。
- (委員) 基本的なことを確認させていただきますが、外部委託の議論の際には記録票が4枚出ており、関連する事業者として、収納代行事業者とクレジットカード事業者と電子マネー事業者とマルチペイメントネットワーク運営機構が入っていました。外部委託先としてこの4つの当事者が条例上位置づけられているにもかかわらず、電算結合の結合先としては、共同利用センター1か所だけということになっています。他のところで議論した経緯もありますが、2次的3次的に結合しており、区との関係では業務の委託という関係を4つの事業者と結ぶのであれば、私の意見として、4つの事業者全てを電算結合の対象として、条例上にきちんと位置付け、セキュリティ等区民の権利を担保する仕組みを取るべきではないかと考えます。外部委託の委託先は4つですが、なぜ、電算結合は1つなのか、この点について、条例の運用の考え方を回答して下さい。
- (情報公開課長) ただ今の、電算結合先は共同利用センターのみ示されており他の部分の結合については示されていないのはなぜか、というご質問ですが、この点については、委員からもお話があったように、以前にもこの議論がありました。条例上の電算結合とは、区と区の機関以外の電算を結合することになりますが、審査会において、結合先は1次的に区と直接結合するところが条例上の趣旨であるという答申が出されているところです。それに基づきまして、今回は、練馬区と共同利用センターとの電算結合についてお諮りさせていただきます。

した。ただ、共同利用センターの先にも情報が流れていきますので、その部分についても合わせて説明をさせていただき、審議をお願いしているところです。

(委員)

審査会として一定の結論が出ていることは承知しています。先ほどの外部委託にも関連しますが、2次的3次的なところでの個人情報の取扱い方については、いろいろな懸念が生じることもあります。外部委託に関しては、報告事項ということで一括承認という形で終わってしまい、電算結合に関しては、諮問から答申を経てというかたちで審議を行う訳ですが、この電算結合の審議の中で2次結合先が外れていることについては、私は条例の課題があるということ、この議論で改めて感じます。この件では、会長、副会長のご意見をお聞きしたいと思っています。

合わせて、先ほどのラインペイの話とも関連しますが、電算結合を基盤として、新しく個人情報のやり取りが発生し、この仕組みの中で行政が取得しうる個人情報が2次的3次的に他者に取得されていくプロセスが始まります。その際、特にラインペイについては先ほどご紹介がありましたが、パーソナライズも含めた目的外利用に関し、直接的な仕組み・ルールがどのようなものかという説明が全くなかった訳で、そういう意味では、この電算結合の諮問は、ラインペイも含めた結合の仕組みということであれば、私は賛成しかねるという考えをもっています。それも申し上げたいと思います。

(情報公開課長)

1点目は、先ほどお話をさせていただきましたが、区の個人情報保護条例に基づいて異議申立てがあった際に、平成29年に情報公開および個人情報保護審査会において先ほどご紹介した答申があり、電算結合の結合先は、区との直接の結合先を言うとの見解が示されました。今回はこの答申に基づき、諮問をさせていただいております。ただ、その結合先だけではなく、情報の流れを分かりやすく説明する必要があることから、ご本人から区へ流れる情報についても説明をさせていただいております。

また、先ほどの電子マネーの話の際に、約款の中におけるパーソナライズの話がありましたが、これはLINE Pay株式会社とご本人との関係において、本人は約款を読み様々なリスクを考えたいうえで登録をしている訳です。今回は、その登録をした方が、利便性とリスクとを比較衡量したうえで、ラインペイをご活用いただくものと考えております。

(委員)

確かにそういうご説明ですが、例えば、ラインペイを使用して税金を支払う、税金を支払うためにラインペイに登録するということ

を期待されているということなので、税金の支払いを通してラインペイに取得された納税情報が個人のパーソナライズも含めた目的外の利用に使用されるということ、この約款上で十分に承知しているから、それはリスクも含めてご本人の判断でやっていただくというのは、私はあまりに実態とかけ離れていると思います。そこは、公の情報を提供する訳ですから、その情報は約款上ではパーソナライズも含めた他の目的に使用されるということ、これを区自身がしっかり周知して、そのうえで使用していただくような配慮をしないと、本当に個人情報を守るといえることは、私はできないと思います。ラインペイの約款に従っているので、本人のリスク管理でやってくださいというのは、こういうシステムを使用するうえで、練馬区としては個人情報に対する意識が非常に希薄ではないかという気がします。

(情報公開課長)

電子マネーの話になってしまいましたが、ラインペイに対して区から情報を提供している訳ではありません。あくまで今回の諮問は、練馬区と共同利用センターを電算結合する部分であり、納付者情報や納付結果情報をやり取りすることについてご審議いただくものです。

(副会長)

いろいろな議論がありうるということは承知していましたが、私の仕事との関係で申し上げますと、先ほどの納税の話と関連しますが、収納率は非常に重要な指標だと考えています。収納率をいかにして上げるのかということは、区に課せられた非常に大きな課題だと考えます。それから、今の委員のお話ですが、区の発想としては、収納率を上げるためにラインペイを使用するというのですが、議員が懸念されていた、税金を支払うために新たにラインペイに登録するということへの期待ではなく、現在ラインペイを利用している人々の中で、税金を支払って下さる方がいたら結構なことだという話だと思います。私は、ラインペイを使用していませんが、若い方々の間ではかなりの方が利用していることを承知しています。ですので、区としても税金の支払いに便利なので、ラインペイに登録して下さい、という発想ではないと感じます。

(委員)

先ほどの私の話が誤解されているかもしれませんが、私が申し上げたいのは、私は都税事務所で収納の仕事をしておりましたが、特に自動車税の収納に苦労したので、区のご苦労も理解できますからペイジーを導入しても良いとは思いますが、しかし、その中で、普通の納付方法であれば、LINE Pay株式会社には自分の収入だとか税金の金額だとかは分からない訳です。それが、ラインペイを使用して納付することで、ラインペイにそのことが分かってしまう

というところに少し懸念があるということです。将来的にはそうしたことが全て結びついて、それで個人の格付けが決まるというようなことがあり得るということを懸念しています。ですので、収納率について意見を申し上げた訳ではありません。

(委員)

今までの議論を伺って、行政の立場それから区民の立場それぞれを理解できますが、要はこれを用いる利便性や効率性、それに伴う問題などが出てくると思います。そこで、両方を踏まえうえて、区の方でこれを活用するうえて個人のプライバシーについて配慮しなければならないということを啓発する必要があると思います。区民の方、特に若者に向けてどこかで表記または啓発をしていただくことで、双方が満足できるのではないかと考えます。

(総務部長)

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。いずれにせよ、私どもはこういった新しい試みをする場合には十分な広報、注意書きも含めて区民の皆様にご理解をいただけるような努力をしなければならぬと考えております。特にただ今改めてご意見をいただきましたので、収納課とも相談して制度開始に当たっては、注意事項も含めて区民の皆様目の届くような形で努めていきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと考えています。

(会長)

私の個人的な感想を申し上げますと、資料2の個人情報の保護のところ区が講ずる保護措置、それから結合先が講ずる保護措置の最後のところですが、操作員の研修を行い、情報セキュリティへの理解を深め、かつ実践できるように養成する、となっていますが、本当にここが大切で、いくら物理的に施設や設備を整えたところで、結局それを扱うのは人間ですから、人間が適当だったらどうしようもないことなので、お題目に終わらないように区の方でも日々、区自身が個人情報に配慮することは当然ですが、結合先についても一片の文書で終わらせるのではなく、現実的に厳格な監視・監督をするということが重要だと考えます。簡単なことではありませんが、そういう観点からの監督の方法に工夫をする必要があると考えますし、大事なことだと考えますので、是非その点をしっかりとやっていただきたいし、それは全ての電算結合に対しても言えることだと考えます。その点について、私からも重ねて助言をさせていただきたいと考えます。

(総務部長)

今、会長からもお話をいただきましたし、議論の中でも監査の強化と言いますか、着実な実施をという話をご意見としてもいただきました。改めて、利便性の向上と安全性の確保とは一対のものだと認識

していますので、検査体制も含めまして一層の努力をしていきたいと考えております。

(会 長) 何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員) 2点あります。1つは新しい公金の収納方法については、区民にとって利便性が向上するのは当然のことですが、金融機関や収納代行事業者にとっては、区から手数料や委託料が支払われるので、今回はN T Tデータから提案があったというのは、ビジネスとして立派に成り立つからと考えます。望ましいシナリオは言うまでもなく、収納率が上がるということで、手数料や委託料を支払っても区全体としては十分プラスになるということだと考えますが、他のシナリオとして、経済情勢等いろいろな影響の結果、実際には金融機関で今まで納付をしていた、あるいはコンビニで納付をしていたものが、新しい方法に振り替わるだけで、収納率自体はそれほど変わらないということも考えられない訳ではありません。先ほど若い人の収納率の向上の話もありましたが、納税額が少ないあるいはその新しい手法の中では収納者が手数料を負担する方法もあれば、負担しない方法もあるということで、実際の収納額として、手数料や委託料がかさみ、制度導入の際に期待したほどの効果がないかもしれません。先ほどご紹介があった港区では去年の一時期のデータだけですので、その辺りについてはよくフォローして費用対効果として、当初予定していた通りのものなのかどうかを是非チェックしていただきたいと考えます。

2点目は、新しい複数の収納方法による場合に、区が会計上収納日として整理するのは、どのタイミングなのでしょう。区が受信する項目の中に収納日時があるので、納付者が納付をした日で、納付者が手続きを終了した日が、区としての収納日になるということが良いですか。

(収納課長) ペイジーはA T Mなどで支払いをした日、電子マネーやモバイルレジクレジットもスマートフォンなどで支払いをした日になります。しかし、クレジットに関しては、実際にクレジット納付会社から区にお金が入った後に、遡って納付があった日を支払い日としているため、収納確認ができるまでに時間がかかります。クレジットに関しては立替払いをすることになるので、お金が実際に収納代行業者から区にお金が支払われることで、遡って支払われたことになるというのが、現在の自治法上の規定になります。

(総務部長) 1点目については、工夫は構わないが費用と成果の検証が必要だ

という趣旨だと思えますが、個々の事業について主管課が検証するのはもちろんのことですが、区全体としても副区長をトップとする収納対策委員会という組織があり、その中で実際の収納額、収納率、そして要した経費などの費用対効果の検証を行っています。これまでは単年度で行っていましたが、3年程度先を見ながらいろいろ工夫をして検証していく体制をとっておりますし、強化しているところです。いただいた意見も踏まえてより充実した検証が行えるよう努力していきたいと考えています。

(委員)

先ほどからいろいろな意見を伺って、もちろん収納率をとにかく上げたいということは理解できますが、先ほどのラインペイについてもアプリそのものの安全性がよく分かっていない状況の中で、自己責任とか、そのうえでアプリを使用するというで、何かあったときの区の責任をどこまでしっかりと考えているのかというところがはっきり見えない状況の中で、練馬区が最初ですということで電算結合を行うことは、私としては現段階で承認できかねるということを一言申し上げたいと思います。

(会長)

他に何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。本日は、反対意見もありそうですので、反対意見も数えます。外部委託における事例の追加と電算結合の諮問について、反対の方は挙手をお願い致します。

(各委員)

———— 挙手する (委員少数) ————

(会長)

承認という方は、挙手をお願い致します。

(各委員)

———— 挙手する (委員多数) ————

(会長)

それでは、本日の案件については、終了しました。事務局から連絡事項があれば、お願いします。

(情報公開課長)

次回の審議会は、5月下旬を予定しています。日程については、開催の1か月程度前に通知をお送りさせていただきます。よろしくお願致します。

(会長)

本日は、皆様、お忙しいところありがとうございました。